

農業農村整備における主要な施策充実リスト



【ふるさとの田んぼと水 子ども絵画展2021 農林水産大臣賞受賞作品「お父さんとおじいちゃんの稲刈り」】

令和4年1月

農林水産省農村振興局整備部設計課

目次

タイトル	ページ	内容
きめ細かな農地整備 (平成27年度～)	1	きめ細かな基盤整備による農地集積・集約化
農家の申請・同意・費用負担によらない農地整備 (平成30年度～)	2	農家の申請・同意・負担によらない基盤整備による農地集積・集約化
きめ細かな水路等の補修 (平成30年度～)	3	農業水路等長寿命化・防災減災事業の創設
高収益作物(野菜・果樹等)の導入支援 (平成29年度～)	4	促進費・支援費による高収益作物導入に対する支援
自然災害への備え (令和3年度～令和7年度)	5	国土強靱化の推進
ため池防災工事 (令和2年度～)	6	ため池工事特措法に基づく防災工事等の集中実施
迅速な災害復旧のための新たな取組 (令和3年度より条件緩和)	7	農地・農業用施設の災害復旧の迅速化・効率化に向けた取組
土地改良施設の突発事故対応 (平成30年度～)	8	土地改良施設突発事故復旧事業の概要
ため池、クリーク等の浚渫 (令和3年度～)	9	緊急浚渫推進事業への土地改良施設の追加
水資源機構造成施設の耐震対策 (平成30年度～、令和3年度要件緩和)	10	基幹施設の整備と一体的に実施する耐震対策
農道の保全管理 (令和3年度～)	11	農村整備事業の機能保全計画策定
農業農村の情報通信環境整備 (令和3年度～)	12	農山漁村振興交付金 情報通信環境整備対策の概要
生活排水の処理 (令和2年度～令和4年度)	13	農業水路等長寿命化・防災減災事業への単独処理浄化槽転換整備の追加
多面的機能支払における田んぼダムの取組 (令和3年度～)	14	多面的機能支払交付金における田んぼダムの加算措置
中山間地域等直接支払における遡及返還の見直し (令和2年度～)	15	中山間地域等直接支払制度における遡及返還制度の見直し
棚田保全支援 (令和元年度～)	16	棚田地域振興法の施行
市町村営・土地改良区営事業への財政支援 (令和元年度～)	17	団体営事業における起債と交付税算入
国土強靱化に対する地方支援 (令和3年度～)	18	防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る地方財政措置

きめ細かな農地整備



いまの狭い農地だと、担い手に引き継がない...

野菜や果樹を作ってみたい...

スマート農業に取り組んでみたい...



基盤整備をしたいけど、何年かかるのでは...



平成27年度～

地域のニーズに沿った農地の整備を迅速に支援します！



農地が広くなり快適に作業できるようになった！

耕作しやすい農地になり、意欲ある担い手に農地を預けられた！

支援メニューがたくさんあるので、さまざまな営農にチャレンジできる！

1年で基盤整備ができて、すぐに営農できる！



ぜひ！都道府県・市町村の農地整備担当課にご相談を！

詳しくは

農地耕作条件改善事業



区画拡大



暗渠排水



高収益作物の導入



スマート農業（GNSS基地局）



共同利用機器の導入



果樹棚の設置

農地耕作条件改善事業（きめ細かな基盤整備による農地集積・集約化）について

1 創設経緯

- 農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある中、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要です。
- このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換及び先進的な営農体系の導入を推進することが重要です。
- このため、本事業により耕作条件の改善を機動的に行うよう、平成27年度から新たに制定されました。

2 制度概要

(1) 事業の内容

①地域内農地集積型

区画整理や暗渠排水などの基盤整備を支援し、担い手への農地集積を推進。

②高収益作物転換型

基盤整備と合わせて水稻から高収益作物に転換する地区を対象に、転換にあたっての技術研修や、1年目の種子・肥料代などの経費を支援。

③未来型産地形成推進条件整備型

野菜・花き・果樹・茶モデル的な産地形成に取組む地区を対象に、機械のリース導入や新植・改植等を支援。

④スマート農業導入推進型

スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、GNSS基地局の設置と、これに併せて農業用トラクターの自動操舵システムの導入を支援。

(2) 実施要件

- ・農地中間管理事業の重点実施区域等（①～④の事業）
- ・総事業費200万円以上（③を除く事業）
- ・農業者数2者以上（③を除く事業）
- ・スマート農業導入推進計画を策定（④の事業）等

(3) 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

3 地方財政措置

充当率：90% 元利償還金に対する交付税措置率：20%

農家の申請・同意・費用負担によらない農地整備



貸し手

もう営農しないから農地をわざわざ整備したくない…



狭小・不整形な農地



排水不良の農地



狭小で急傾斜な樹園地



借り手

整備されていない農地を借り受けると大変なのよね…

平成30年度～

農家の申請・同意・費用負担なしで農地整備ができます！



貸し手



大区画化された農地



汎用化された農地（スイカ）



平坦化・集約化した樹園地



借り手

公的機関なので安心して農地を預けられる！

まとまった農地で長期的に営農できるわ！

ぜひ！都道府県・市町村の農地整備担当課にご相談を！

詳しくは

農地中間管理機構関連農地整備事業



農地中間管理機構関連農地整備事業（農家の申請・同意・負担によらない基盤整備による農地集積・集約化）について

1 創設経緯

- 農地中間管理機構への農地貸出しが増加することが見込まれる中で、担い手は整備されていない農地を借り受けない一方、農地の出し手は基盤整備を行う用意がなく、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、農地の集積・集約化の加速化に向けた対応が必要です。
- このため、農地中間管理機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず都道府県が行う基盤整備を支援できるよう、「農地中間管理機構関連農地整備事業」を平成30年度に創設しました。
- 農地の集積・集約化をより一層推進するため、令和4年度から対象工種に農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等を追加することを要求しています。

2 制度概要

(1) 事業の内容

①農地整備事業

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

附帯事業：機構集積推進事業（推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付）

②実施計画策定等事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定

(2) 実施要件

- ・事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権を設定
- ・事業農地面積：10ha以上（中山間地域は5ha）
（各団地：1ha以上（中山間は0.5ha以上）のまとまりある農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から15年以上
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後以内に担い手に集団化
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に向上
（生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上）

(3) 事業実施主体

都道府県

3 地方財政措置

充当率：90% 元利償還金に対する交付税措置率：20%

きめ細かな水路等の補修



農地周りの水路やゲートの老朽化がひどいなあ…

平成30年度～



手軽な補修や整備が必要ね



老朽化した水路などのきめ細かな整備を支援します



農地周りの施設まで整備ができるので安心だね！



水管理も楽になるわね



ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

農業水路等長寿命化・防災減災事業



農業水路等長寿命化・防災減災事業の創設について

1 創設経緯

- 施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業が持続的に発展していくためには、農業生産活動が安心して行われることが重要です。
- このため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を推進するための事業を創設しました。
- このうち、長寿命化対策としては、農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応した機能保全計画に基づく長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の労力軽減に資する取組を支援します。

2 制度概要

(1) 支援内容

(ハード対策) ※補助率：50%等

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新等の長寿命化対策
- 分水ゲート自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化 等 (ソフト支援) ※補助率：定額 (上限1,000万円)
- ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定 等

(2) 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、多面支払の広域活動組織

(3) 事業要件

受益面積要件なし (末端支配面積もなし)

(事業要件)

- ・総事業費200万円以上
- ・受益者2人以上
- ・工期：原則3年以内

(対象施設)

原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等

(国庫補助事業によって補修・更新、維持管理された施設等も含む)

(4) 留意事項

本事業は複数回採択の機会があり、年度途中の採択も可能です。

高収益作物（野菜・果樹等）の導入支援



高収益作物の導入に対する支援について

1 創設経緯

- 主食用米の需要が減少する中、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促す必要があります。
- 令和元年12月には、「農林水産業・地域の活力創造本部」により策定された「農業生産基盤強化プログラム」において、令和7年度までに加工・業務用野菜の国産への置き換えや果樹の輸出拡大等の水田農業における高収益作物の産地を500創設する目標が掲げられました。
- このため、水田における高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進を図ることとしました。

2 制度概要

(1) 産地形成促進事業（促進費）（H29年度～）

高収益作物の作付面積を一定割合以上増加させる場合、農家負担の軽減等に活用可能な促進費を交付（補助事業の場合、最大で事業費の12.5%）

作付面積増加割合	国営事業(①)	補助事業(②)
5ポイント以上	5.20%	6.25%
6ポイント以上	6.24%	7.50%
7ポイント以上	7.28%	8.75%
8ポイント以上	8.32%	10.00%
9ポイント以上	9.36%	11.25%
10ポイント以上	10.40%	12.50%

(2) 産地形成支援事業（支援費）（R2年度～）

水田において高収益作物の作付面積割合が5割以上かつ10%以上増加させる場合、農家負担の軽減のための支援費を交付（ガイドライン上の農家負担分（10%等））

(3) 対象事業

- ・産地形成促進事業（促進費）
 - ① 国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）
 - ② 畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型）
- ・産地形成支援事業（支援費）
 - 畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型）

(4) 留意事項

促進費及び支援費を活用する事業地区については、事業完了後に水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。
（5年間の激変緩和措置や畑地化支援（17.5万円/10a（R5まで））等は交付可能）

自然災害への備え

対策前のため池



大雨のたびに、ため池から水があふれて決壊しそう...



令和3～7年度

国土強靱化の推進のため、
ため池の防災・減災対策などを実施します！



対策後のため池



これで大雨が降っても安心！



ぜひ！都道府県・市町村の
防災事業担当課にご相談を！

詳しくは **農業・農村の国土強靱化** 🔍

国土強靱化の推進について

1 国土強靱化の基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指します。

2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

重要インフラの緊急点検結果を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度から令和2年度までの3年間で、事業費ベースで約7兆円、160項目の対策を集中的に行いました。

○進捗（全体）

概ね順調に進捗

事業費ベース：約6.9兆円/約7兆円（R2時点/当初想定）

○農林水産省における対象施設（全17項目）

農業水利施設*、ため池、治山（治山施設、海岸防災林）、
流木対策、森林、漁港、海岸保全施設（水門・陸間等、情報基盤、海岸堤防（高潮対策、耐震化））等

※ 緊急点検対象のダム、頭首工、排水機場、水門、農業用水路、揚水機場については農業水利施設に包含

3 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間で、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ります。

○全体概要

事業規模：約15兆円程度 初年度 約4.2兆円

○農林水産省における対策（全9対策）

流域治水対策（農業水利施設、水田、海岸）、防災重点農業
用ため池の防災・減災対策、農業水利施設の老朽化・豪雨・地震対策等

（具体のNN事業）

- ・ため池の改修
- ・流域治水対策（農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上）
- ・農業水利施設の老朽化、豪雨・地震対策

4 具体的な取組

自然災害が激甚化・頻発化する中、災害のたびに復旧・復興に時間をかけて行う「事後対応」から、平時から事前災害に対して備える「事前防災対策」を推進することにより、災害に強い農山漁村の実現、食料の安定供給の停滞や農地・森林などの被害による国土の荒廃を防止・最小化するための取組を各事業の中で推進します。

ため池防災工事



ため池が決壊したら…



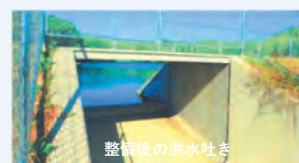
下流の家に被害が…



令和2年度～

**ため池工事特措法が制定！
(防災工事などを集中実施)**

**家も農地も安心。
農業用水も大丈夫**



整備後の洪水吐き

都道府県・市町村の
土地改良事業担当課に是非ご相談を！

詳しくは

ため池 工事



みんなのため池

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」制定

【略称：ため池工事特措法】（議員立法）

1 制定経緯

- 平成30年7月豪雨により多くのため池が決壊し、人的被害を含む甚大な被害が発生しました。一方、決壊により下流の住宅等被害を及ぼすおそれのあるため池は全国に数多く存在しています。
- 地方公共団体などから、決壊防止のための工事（防災工事）等の推進に必要な財政・技術支援を求める声が数多く寄せられ、議員立法によりため池工事特措法が制定されました。
- 防災重点農業用ため池の指定や防災工事等推進計画の策定、国の財政上の措置等について定め、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進します。

2 法律概要と措置状況

(1) 防災工事等推進計画の策定等

- 都道府県知事は、農林水産大臣が策定した「防災工事等基本指針」に基づき、決壊によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」に指定し、「防災工事等推進計画」を策定



整備前の洪水吐き 整備後の洪水吐き

(2) 財政上の措置

- 推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について、国の必要な財政上の措置

- ・防災工事の緊急性が高いものについて、国庫補助率を従来の50%から55%に嵩上げ
- ・劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価等について国費定額助成を令和12年度まで延長

(3) 地方債についての配慮

- 推進計画に基づく事業の経費に充てる地方債についての特別の配慮
 - ・公共事業等債の元利償還金に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ
 - ・防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策に基づく事業の経費については、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」又は補正予算債※により措置

※いずれも充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%

(4) 技術的な援助

- 都道府県は、防災工事等の実施者に対し、技術的な指導や助言等の援助に努め、土地改良事業団体連合会に必要な協力を要請（ため池サポートセンターの設立等）

3 施行期日及び法律の失効

施行期日：令和2年10月1日

法律の失効：令和13年3月31日

迅速な災害復旧のための新たな取組

農地・
農業用施設の

営農が早く再開
できて良かった！

農地(または水路)が被災した…
どうしよう…

技術系の職員少ないし
どうすれば…

自治体の職員

① 国の職員が災害対応
を支援します！

工事計画が変わった…
国に協議しなければ…

自治体の職員

小さな変更は協議不要
になりました！

③

査定前に着工したいけど
手続が面倒…

自治体の職員

② 手続が簡単になりました！
気軽にご相談ください！

詳しくは



農水省 災害復旧事業

農地・農業用施設の災害復旧の迅速化・効率化に向けた取組について

1 背景

○平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の北海道胆振東部地震、西日本豪雨、令和元年の台風19号、令和2年の7月豪雨、令和3年の7月及び8月の大雨等、近年の自然災害は、激甚化・頻発化しています。



○災害復旧事業の実施主体である地方公共団体では、職員総数、技術系職員がともに減少しており、災害復旧に係る事務への迅速かつ的確な対応が課題となっています。

○このため、迅速な災害復旧に向けて、地方公共団体の負担が軽減されるよう、被災した市町村への支援や災害復旧事務の効率化に取り組んでいます。

2 取組の概要

(1) 災害トリアージと技術支援

農林水産省においては、災害時に職員がプッシュ型で被災市町村を訪問し、災害復旧に係る事務のポイントの説明や、災害対応状況と課題の把握を行う「災害トリアージ」を実施しています。トリア



ージの結果、技術支援が必要な市町村に対しては、職員を派遣して復旧工法の助言や事業申請・設計書作成の支援などを行っています。

(2) 査定前着工の手続の簡素化

災害査定を行う前に復旧事業に着工する査定前着工については、これまでも申請様式の簡素化を図るなど事務負担の軽減に努めてきましたが、より迅速に工事着手できるように、令和4年1月から、事前協議形式を気軽に相談できる事前打合せ形式に変更しました。また、土砂撤去などの単純な工事については事前打合せも不要としました。



(3) 計画変更要件の緩和

災害復旧事業の計画を一定の金額以上変更する場合などに、事前に農林水産省に協議する必要がありますが、事務負担の軽減が図られるように、令和3年12月から、協議が必要な条件を緩和しました。

【緩和内容】(下線部が緩和した内容)

- ・変更金額が変更前の工事費の30%以上(変更額が300万円以下のものを除く)又は1,000万円以上
- ・農地面積の変更(減少する面積が2割以内のものを除く)

※このほか、令和3年11月には、工事内容の変更要件の見直しも実施(工種にかかわらず、土工量の変更は協議不要とする等)

土地改良施設の突発事故対応

突発事故が起きたら
作付に影響が…

家や道路等に
被害が生じないかしら…

平成30年度～

**突発事故に素早く対応できる
事業ができました！**

**普段からの適切な管理も
欠かせません！**

水漏れ箇所の
仮復旧で
被害を最小に！

素早い復旧で農業用水も確保！

ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

まわりの住民も安心！

詳しくは
突発事故 復旧事業

土地改良施設突発事故復旧事業について

1 創設経緯

- 土地改良施設の相当数は、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行しており、その中でパイプラインの破裂といった突発事故（災害以外の原因による施設機能の損失）の発生件数が増加しており、農業をはじめとする地域社会に影響を与えている状況です。
- このため、平成30年に土地改良法を改正し、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が突発事故の迅速かつ機動的な復旧ができる仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の営農再開を支援できるようになりました

2 制度概要

(1) 事業内容

- ・現地仮復旧：
安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
- ・機能回復を行う復旧工事：
施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

(2) 事業主体

直轄：国

補助：都道府県・市町村・土地改良区・土地改良区連合

(3) 採択要件

	直轄	補助
対象施設	国営土地改良事業によって 造成された土地改良施設	土地改良施設

面積要件	末端支配面積100ha以上	末端支配面積20ha以上 (中山間地域は10ha以上)
事業費要件*	1 箇所あたりの事業費が 2,000万円以上 又は 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの	1 箇所あたりの事業費が 200万円以上
	※発事故発生箇所に加え同一水理ユニット内で、復旧後の通水時に機能の低下や喪失が生じると判断できる箇所が確認された場合は、その箇所も合わせて本事業の対象となります。なお、事業費要件は突発事故箇所と合わせた復旧事業費により確認を行います。	
安全管理	適切に安全管理されている土地改良施設 ・維持管理計画書等に基づく管理がなされていること かつ ・機能保全計画等の策定及び活用がなされていること	

3 国費率等

直轄：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%

補助：農林水産省・北海道50%、沖縄80%、奄美2/3、
離島60%

(本事業は農家負担のない防災事業(防災A)のガイドラインを適用する。)

しゅんせつ
ため池、クリーク等の浚渫





クリークに泥がたまって…

雨が降ると水があふれて…

令和3年度～

**浚渫債ができました！
(国から地方への交付制度)**





整備後のクリーク

**家も農地も安心。
農業用水も大丈夫！**



ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

クリーク 浚渫債



緊急浚渫推進事業への土地改良施設の追加について

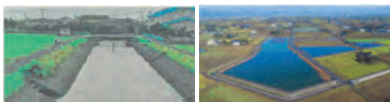
1 創設経緯

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であることが顕在化しました。
- このため、地方公共団体が単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」として緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置が創設されました。
- 土地改良施設においても、ため池決壊等により人家・農地等に被害が生じているため、令和3年度から新たに対象となりました。

2 制度概要

(1) 対象施設

- ・一級河川、二級河川、準用河川及び普通河川
- ・ダム（河川管理施設）
- ・砂防設備
- ・治山施設
- ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）



(2) 対象事業

地方財政法第33条の5のIIに規定する浚渫に関する個別施設計画等に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

※農業用ため池等については、土地改良区等の公共的団体が所有又は管理する施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成も対象

(3) 対象経費

- ・土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- ・附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- ・除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- ・土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

(4) 対象期間

令和3年度～令和6年度まで

3 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%